

よくあるご質問（経営事項審査の再審査について）

1 再審査の手続きについて

ご質問	ご回答
再審査申立はいつまで受け付けていますか？	令和8年10月28日（水）です。 この日以降の再審査申請については受け付けることができませんので、ご注意ください。
再審査申立は郵送でも行えますか？	建設事務所窓口での受付となります。 所在地を所管する建設事務所の窓口で申立書をご持参ください。
再審査申立に必要な書類がわかりません。	HPに掲載している資料（経営事項審査の再審査について）をご覧ください。
手数料は必要ですか？	無料です。

2 申請書類について

ご質問	ご回答
技術職員名簿（別紙2 20005 帳票）について	
審査基準日時点で、有資格区分コード703、704の対象となる技術職員がいましたが、建築工事が加点対象ではなかったため記載していませんでした。 技術職員を追加することはできますか？	可能です。 令和8年7月1日改正で新たに技術職員コード703、704の加点対象となった業種「建築工事」「機械器具設置工事」「さく井工事」「解体工事」に対応する職員がいる場合は、追加して再審査を受けることができます。
審査基準日時点で資格を取得していたが、技術職員名簿に記載することを忘れていた。 審査基準日時点で在籍しており、資格も取得していたのだから追加しても問題ありませんか？	追加できません。 再審査の対象となるのは、制度改正により追加となった項目についてのみです。
その他の審査項目（社会性等）（別紙3 20004 帳票）について	
審査基準日時点で「建設技能者を大切にす企業自主宣言制度」の宣言をしていなかったが、このたび宣言を行いました。 再審査の申請はできますか？	できません。 加点対象となるのは、あくまで審査基準日時点で宣言を行っている場合です。
「建設技能者を大切にす企業自主宣言制度」について、宣言している書類の写しがありません。どうすればいいですか？	「自主宣言制度ホームページ」の、各宣言企業の詳細ページからダウンロードできる、宣言内容を添付してください。
審査基準日時点で保有していた建設機械がありました。記載することを忘れていました。 追加して申請することはできますか？	追加できません。 再審査の対象となるのは、制度改正により加点対象となった機械（不整地運搬車、アスファルト・フィニッシャ）を追加する場合のみです。